

令和3年2月市議会定例会提出案件

提出案件 30件	議案 30件	┌ 予算案件 20件 └ 条例案件 10件

I 予算案件

- 1 令和3年度会津若松市一般会計予算
- 2 令和3年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 令和3年度会津若松市簡易水道事業会計予算
- 4 令和3年度会津若松市下水道事業会計予算
- 5 令和3年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 6 令和3年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 7 令和3年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 8 令和3年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計予算
- 9 令和3年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 10 令和3年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 11 令和3年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算
- 12 令和2年度会津若松市一般会計補正予算（第10号）
- 13 令和2年度会津若松市水道事業会計補正予算（第4号）
- 14 令和2年度会津若松市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 令和2年度会津若松市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 16 令和2年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 17 令和2年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第4号）
- 18 令和2年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 19 令和2年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 20 令和2年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

II 条例案件

- 1 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市敬老祝金条例
- 4 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例

- 5 会津若松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 10 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

II 条例案件

1 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地方公務員法に基づく職員の失職に関する規定を整備するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

失職の例外の対象となる者について、公務執行中の交通事故による場合に限らず、公務内外において過失により禁錮以上の刑に処せられることとなった職員のうち、刑の執行を猶予された者について判断することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

2 会津若松市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市行仁コミュニティセンターの施設の名称を変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

行仁コミュニティセンターの施設区分（部屋の名称）を変更することとした。

(2) 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

3 会津若松市敬老祝金条例

この案件は、本市の敬老祝金の支給方法、支給額等を変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 敬老祝金を、88歳になる者で、その者の誕生月の初日において、引き続き6月以上本市の住民基本台帳に記録されているものに支給することとした。
- ② 敬老祝金の額を1万円とすることとした。
- ③ 敬老祝金の支給を受けようとする者は、市長から受給資格の認定を受けることとした。

(2) 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

4 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例

この案件は、第8期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

① 介護保険料の改定

- ア 令和3年度から令和5年度までの介護保険料について、基準月額を6,600円とする保険料額に変更することとした。
 - イ 介護保険料の段階区分について、第7段階の基準所得金額を200万円未満から210万円未満に、第8段階の基準所得金額を300万円未満から320万円未満に改めることとした。
 - ウ 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第1号被保険者の合計所得金額の計算に当たり、その者の給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除することとした。
 - エ その他介護保険法施行令の一部改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。
- ② 保険料の減免申請を期限までに行えないことについて市長が特別な事情があると認める場合は、当該期限を市長が別に定める日とすることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和3年4月1日から施行することとした。
- ② 改正後の会津若松市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用することとした。

5 会津若松市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

① 介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減

ア 居宅介護支援事業所の管理者について、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合は、介護支援専門員を管理者とすることができることとした。

イ 事業者は、職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化等の措置を講じることとした。

ウ 事業者は、サービス担当者との会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとした。

エ 事業者は、サービスの提供に当たり、書面の作成等が求められている事項について、電磁的方法により行うことができることとした。

② 感染症や災害への対応力強化

ア 事業者に対し、感染症や災害が発生した場合における業務継続のための計画の策定等を義務付けることとした。

イ 事業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための措置を講じること等を義務付けることとした。

③ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

ア 事業者に対し、前6月間に作成したケアプランにおける訪問介護等各サービスごとの割合等について、利用者への説明を義務付けることとした。

イ 一定以上に訪問介護サービスの割合が多い利用者のケアプランについて、市長は、その妥当性を検証できることとした。

④ その他

事業者に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のための措置を講じること等を義務付けることとした。

(2) 施行期日等

① 令和3年4月1日から施行することとした。ただし、(1)の③のイは、令和3年10月1日から施行することとした。

② 必要な経過措置を定めることとした。

6 会津若松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

① 介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減

ア サービス提供体制に係る人員配置基準について、他業務との兼務を認めること等により緩和することができることとした。

イ 過疎地域等において、小規模多機能型居宅介護事業の効率的な運営に必要であると市長が認めた場合は、一定期間に限り、利用定員を超えてサービス提供を行えることとした。

ウ 認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の数の基準等について見直しを行うこととした。

エ 事業者は、職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化等の措置を講じることとした。

オ 事業者は、サービス担当者との会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとした。

カ 事業者は、サービスの提供に当たり、書面の作成等が求められている事項について、電磁的方法により行うことができることとした。

② 感染症や災害への対応力強化

ア 事業者に対し、感染症や災害が発生した場合における業務継続のための計画の策定等を義務付けることとした。

イ 事業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための措置を講じること等を義務付けることとした。

ウ 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の事業者が実施する避難訓練に地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとした。

③ 地域包括ケアシステムの推進

ア 夜間対応型訪問介護事業者は、事業所と同一の建物に居住するサービス利用者以外の者にもサービス提供を行うよう努めることとした。

イ 事業者に対し、無資格の従業者への認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付けることとした。

④ 自立支援、重度化防止の取組の推進

地域密着型介護老人福祉施設において、計画的な入所者の栄養管理、口腔衛生管理の実施を義務付けることとした。

⑤ その他

ア 事業者に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のための措置を講じること等を義務付けることとした。

イ 看護小規模多機能型居宅介護事業に係る申請者の資格について、診療所を開設している者を加えることとした。

(2) 施行期日等

① 令和3年4月1日から施行することとした。

② 必要な経過措置を定めることとした。

7 会津若松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

① 介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減

ア サービス提供体制に係る人員配置基準について、他業務との兼務を認めること等により緩和することができることとした。

イ 過疎地域等において、介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市長が認めた場合は、一定期間に限り、利用定員を超えてサービス提供を行えることとした。

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居(ユニット)の数の基準等について見直しを行うこととした。

エ 事業者は、職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化等の措置を講じることとした。

オ 事業者は、サービス担当者との会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとした。

カ 事業者は、サービスの提供に当たり、書面の作成等が求められている事項について、電磁的方法により行うことができることとした。

② 感染症や災害への対応力強化

ア 事業者に対し、感染症や災害が発生した場合における業務継続のための計画の策定等を義務付けることとした。

イ 事業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための措置を講じることを義務付けることとした。

ウ 介護予防認知症対応型通所介護事業者が実施する避難訓練に、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとした。

③ 地域包括ケアシステムの推進

事業者に対し、無資格の従業者への認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付けることとした。

④ その他

事業者に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のための措置を講じることを義務付けることとした。

(2) 施行期日等

① 令和3年4月1日から施行することとした。

② 必要な経過措置を定めることとした。

8 会津若松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

① 介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減

ア 事業者は、職場でのハラスメントを防止するための方針の明確化等の措置を講じることとした。

イ 事業者は、サービス担当者との会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとした。

ウ 事業者は、サービスの提供に当たり、書面の作成等が求められている事項について、電磁的方法により行うことができることとした。

② 感染症や災害への対応力強化

ア 事業者に対し、感染症や災害が発生した場合における業務継続のための計画の策定等を義務付けることとした。

イ 事業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための措置を講じることを義務付けることとした。

③ その他

事業者に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のための措置を講じることを義務付けることとした。

(2) 施行期日等

① 令和3年4月1日から施行することとした。

② 必要な経過措置を定めることとした。

9 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 国民健康保険税の軽減に係る所得判定の基準額を 10 万円引き上げることとした。
- ② 世帯内に給与所得者等（一定の給与所得者又は公的年金等の支給を受ける者）が 2 人以上いる場合は、当該給与所得者等の数に応じ算定される額を国民健康保険税の軽減に係る所得判定基準額に加えることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした。

10 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 建築物エネルギー消費性能確保計画の基準適合性判定等の審査に係る手数料を定めることとした。
- ② 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画を変更する場合において、当該変更が軽微なものである場合に、その旨の証明を受けるための審査に係る手数料を定めることとした。
- ③ 共同住宅及び一戸建て住宅におけるエネルギー消費性能基準適合認定について、簡易な評価方法を用いた審査に係る手数料を定めることとした。
- ④ 非住宅建築物におけるエネルギー消費性能向上計画認定等の審査に係る手数料について、面積区分の変更に伴い減額することとした。
- ⑤ 東北地方太平洋沖地震等により被害を受けた建築物に代わる建築物の建築確認申請手数料等を徴収しないこととする特例措置の期間を令和 4 年 3 月 31 日まで延長することとした。
- ⑥ その他、必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(1)の⑤は、公布の日から施行することとした。